税理士・金融機関の方へ

こんなときは、ご紹介ください

顧問先やお取引先の会社で、次のようなことがあれば、司法書士法人ARIAグループに
おつなぎください。株の移し方と登記の段取りを、当法人がお引き受けします。

- 社長が70歳を超えたが、株はまだ社長が持っている
- 株が親族や昔の役員に散らばっている。名義だけの株主がいる
- 社長が亡くなり、株と代表取締役の手続きが止まっている
- 役員の任期が切れたまま、変更の登記をしていない
  （最後の登記から12年たつと、会社が解散したものとみなされることがあります）
- 遺言で、会社の株を誰に渡すかを決めておきたい
- 事業承継税制を使う予定で、株を移す時期と登記の段取りを合わせたい

ご紹介のあとの流れ

1. このご案内をご本人にお渡しください（お電話・フォーム・LINEでお申込みいただけます）
2. 論点整理の面談（60分・無料）。大阪・和歌山のオフィス、会社への訪問、オンラインで
3. 報酬と実費を分けたお見積りのあと、ご本人が決めてから手続きを進めます

先生のお仕事は、そのままです

株の評価、税額の試算、事業承継税制の判断、申告は顧問の税理士のお仕事です。
当法人は株価や税額の計算はいたしません。税の判断が要る点は、顧問の先生に確かめて
いただいてから手続きを進めます。

当法人がお引き受けすること

代表取締役の変更・定款変更などの登記と議事録／家庭裁判所に出す申立書／
公正証書遺言の原案と公証役場との打合せ／事業承継プラン作成

株の贈与・売買の契約書や株主名簿の整理は、ARIA行政書士事務所（別の事務所・別契約）
がお受けします。

ご連絡先　司法書士法人ARIAグループ

0120-924-542（通話無料）　代表 06-6921-6676

受付 9:00～22:00・土日祝も対応（面談は予約制）
大阪オフィス：大阪市都島区善源寺町1丁目5番51号 スターリービル3F
和歌山の会社は、和歌山オフィス（073-471-0888）でもお受けします。
「事業承継の紹介で」とお伝えください。

aria-shokei.jp/shokai/

※進み具合をご紹介くださった方にお伝えするのは、ご本人の了承をいただいた範囲だけです。
※ご紹介に伴って、当法人とご紹介元の間で金銭などのやりとりはありません。　代表社員 司法書士 川端祐也